

生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（新規）

【200（0）百万円】

対策のポイント

生物多様性に対応した基盤整備の推進を図るため、多くの住民が知っている絶滅危惧種を「保全指標種」として掲げ、農家や地域住民の理解を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた事業を実施します。

- ・ 絶滅のおそれのある動植物種が確認されている地域の50%は農村地域です。
(環境省自然環境局調べ)
- ・ 平成19年8月に公表された環境省のレッドリストでは、絶滅が危惧される生物が、動物で256種、植物で169種増加しています。
- ・ 農林水産省では、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として、平成19年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定したところです。

政策目標

生物多様性に対応した基盤整備の実施など、生物多様性の向上に資する地域の取組を、5年間で全国の50地区以上で実施

<内容>

1. 生物多様性対応整備計画の策定
「保全指標種」とその生息に密接な関係にある保全対象種を地元活動組織等地域の意向や専門家等の意見を踏まえながら設定し、生物多様性対応整備計画を策定します。
2. 基盤整備等の実施
次のような生産基盤整備及び生活環境基盤整備を実施します。
農業生産基盤整備（基幹事業）
（農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農地防災、暗きょ排水等）
農村生活環境基盤整備（併せ行う事業）
（生態系保全施設整備等）
3. 生物多様性に対応した基盤整備の促進
生態系保全施設整備等の生物多様性に対応した基盤整備を促進する経費を交付します。
4. 調査・モニタリングの実施
計画に示した保全対象種等の状況について、調査・モニタリングを実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 <内容>の1、2、4：農林水産省・北海道50%、離島55%、
奄美60%、沖縄75%
<内容>の3 : 定額
3. 事業実施期間 平成20年度～平成24年度

[担当課：農村振興局整備部地域整備課（03-3502-6338（直））]